

資料提供	
令和7年10月29日	
担当課 (担当者)	感染症対策センター (壱岐・虎尾)
電話	0857-26-7153

県内における水痘(みずぼうそう)注意報の発令

感染症発生動向調査における水痘(みずぼうそう)の集計速報値(令和7年第43週:10月20日～10月26日)で、下記のとおり西部地区の患者報告数が注意報開始基準値である1定点当たり1人を超えたことから、本日、県内全域に水痘注意報を発令しました。

今後も流行が継続するおそれがありますので、県民の皆さまにおかれましては、手洗い等の取組による感染予防・感染拡大防止に御協力をよろしくお願いします。

記

1 発令地区

鳥取県全域

2 令和7年第43週(10月20日～10月26日)の定点当たりの患者数

区 分	全県	東部地区	中部地区	西部地区
定点当たりの患者数	0.58 人	0.25 人	0.50 人	<u>1.00 人</u>
患者数	11 人	2 人	2 人	<u>7 人</u>

3 県民の皆さんへのお願い

- 発熱、発疹などの症状があった場合は、早めに医療機関を受診しましょう。
- 予防策として、予防接種(水痘ワクチン)が有効です。
 - ・定期接種の対象の方は、早めに接種しましょう。
 - ・水痘に感染した人と接触した場合、3 日以内にワクチンを接種することで、発症を予防できる可能性があります。
- また、石けん等での手洗い、患者が触れた手すり等はアルコール等で消毒をしましょう。

4 水痘とは

- 水痘とは、水痘・帯状疱疹ウイルスによって起こる感染症です。
- 水疱(すいほう)化する発疹が特徴的な病気です。約 2 週間の潜伏期を経て発症します。子どもでは、発疹が初発症状のことが多く、成人では、発疹出現前に1～2 日の発熱と全身倦怠感を伴うことがあります。
- 感染力は強く、接触感染、飛沫感染あるいは空気感染により、人から人へ感染します。発疹出現の 1～2 日前からすべての発疹がかサブタになるまで感染力があります。

<参考>

1) 注意報・警報について

以下の基準を参考に注意報・警報を発令・解除する。なお、基準値は、国に同じ。

	基準値	要件
注意報	定点あたりの患者数 <u>1人</u>	注意報開始基準値を超えた保健所の人口の総計が県全体の人口の30%を超えた場合
警報	定点あたりの患者数 2 人	警報開始基準値を超えた保健所の人口の総計が県全体の人口の30%を超えた場合
解除	定点あたりの患者数 1 人	警報終息基準値を超える保健所の人口の総計が県全体の人口の30%未満となった場合

《今回の例》

- ・西部地区で注意報発令の基準値1人を超えたことから、注意報発令基準を満たす。

⇒ 注意報を発令する。

- ・鳥取県の推計人口(鳥取県人口移動調査:令和7年10月1日現在)

地区	人口	人口割合
東部地区	212,528 人	40,5%
中部地区	92,243 人	17,6%
西部地区	219,764 人	41,9%
合計	524,535 人	100%

- 2) 過去の注意報発令日 注意報発令:令和3年12月15日→注意報解除日:令和4年1月7日
- 3) 県内の定点医療機関:19の小児科の医療機関(東部8、中部4、西部7)
- 4) 定点あたり患者数とは、1週間に水痘(みずぼうそう)で定点医療機関を受診した1定点当たりの患者数

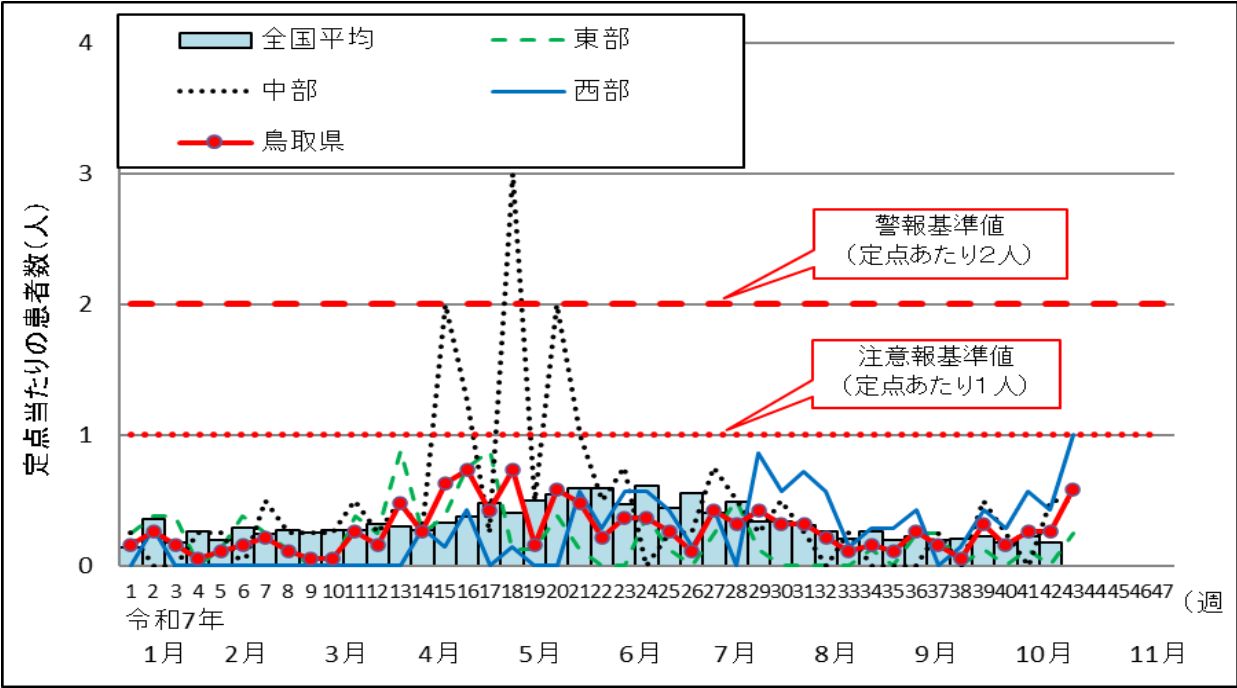
水痘の流行状況

1 鳥取県と全国の水痘患者発生状況(定点あたりの患者数、単位:人)

	8 月				9 月				10 月			
週	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43
鳥取県	0.21	0.11	0.16	0.11	0.26	0.16	0.05	0.32	0.16	0.26	0.26	0.58
全国	0.26	0.20	0.26	0.19	0.22	0.19	0.20	0.22	0.18	0.22	0.18	集計中

○鳥取県の小児科定点医療機関は 19、全国の定点医療機関は約 2,000 あります。

2 地区別発生状況グラフ



3 年次別発生状況グラフ

